

令和6年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月2日(月) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正

5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司

5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸

8番 加藤 重利

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第43号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第44号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付
について

第6 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

では、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから令和6年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記の通り、本日9月2日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページをご覧ください。

まず8月の業務報告について、でございます。

16日に「令和5年度決算審査結果講評」が行われています。

同じく16日に「みどりの少年団育成会通常総会」が行われ、会長が出席しております。

20日に宮崎市で「農業者年金加入推進特別研修会」が開催をされております。

21日「高鍋町企業立地奨励審議会」が開催をされております。〇〇〇〇の関係です。

22日「地域計画協議の場」ということで、高鍋中央地区を含めて、これで高鍋町内全域の協議の場が終了したことになります。

23日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和6年度総会及び第1回研修会」が開催をされております。

27日に「高鍋町畜魂慰霊式」が行われております。

29日「不動産評価委員会」と記載しておりますけれども、延期となっておりますので、現時点では開催されておられません。

それから諸報告の欄では、29日が総会となっておりますけれども、台風の影響で、本日9月2日が総会ということになっております。

続いて、9月の業務計画でございます。

毎年9月に行っております、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査については、2ページの下段の方に記載をしておりますので、都合の悪い方は、相方の方と一緒に事務局にご相談ください。4日から11日の実施予定としております。

5日から25日までと書いてありますが、今日決まりまして、24日までの予定で高鍋町議会の定例会が開催され、令和5年度決算の議会となっております。

9月の総会関係につきましては、20日が現地調査で、30日は総会を行う予定としております。

総会終了後に、農業者年金加入推進研修会を行いますので、よろしくお願いいたします。

報告と計画は以上でございます。

3ページをご覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

2月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条

〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの宅地分譲の件は、7月24日付で許可となっております。

7月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条

〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件は、8月9日付で許可となっております。

農地法第5条

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの〇〇敷地の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの〇〇及び付帯施設の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの建売住宅の件は、8月9日付で許可となっております。以上です。

今の件で補足をしておきます。

ページ一番上、総会は2月で承認が7月、5か月ぐらい経っており、気になる方もいらっしゃるかと思うので補足をしておきます。

面積が広い関係で、開発行為の許可がいります。

開発行為の許可日と同日でないと、農地法の許可が出ませんので、そちらの手続きの関係で、7月に許可が出ました。

農業委員会の分につきましては、特に問題なく、進達した分で引っかかっていて、日付がずれていたわけではないということをご報告しておきます。以上です。

では、4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」につきましては、

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 139㎡ ほかに7筆 計12,150㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

所有権移転です。

2番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2,943㎡ ほかに8筆 計12,630㎡

所有者 〇〇〇〇 ほかに1名

届出人 〇〇〇〇

所有権移転です。

5ページになります。

3番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4,946㎡ ほかに3筆 計7,721㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

4 番 所在 大字〇〇字〇〇*****

畑 1, 0 2 8 m² ほか2筆 計4, 9 3 1 m²

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

の4件となっております。以上です。

はい、6 ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知」についてです。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番

畑 ほか7筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番

畑 ほか7筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

続きまして、9 ページです。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2 ページから 9 ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号 4、議案第 4 3 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領 9 のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。10 ページをお開きください。

議案第 4 3 号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和 6 年 7 月 2 3 日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 851 m² ほかに 18 筆

2 番 令和 6 年 7 月 2 4 日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 107 m²

3 番 令和 6 年 7 月 2 4 日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 816 m²

申し出のそれぞれの地図について、11 ページから 19 ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番	売渡し申し出	担当委員	6 番	赤澤 克俊	推進委員
		順番委員	3 番	山本 浩司	推進委員

2 番	売渡し及び貸渡し申し出	担当委員	2 番	久保田伸博	推進委員
		順番委員	5 番	小原 拓也	推進委員

3 番	売渡し申し出	担当委員	8 番	加藤 重利	推進委員
		順番委員	7 番	坂本 幸	推進委員

よろしくをお願いします。

日程番号 5、議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 ページをお開きください。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明書の交付について」です。

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による購買の案件となっているものであります。

入札の期日は、令和 6 年 10 月 3 日となっております。

農地が購買に出された場合、この農地を取得するため、公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

購買物件であっても、落札されたものは、農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第 3 条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が、許可要件を満たしているかどうかを、ここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度、総会で審議を行わず、許可することによろしいかを、併せて審議いただくこととなります。

それでは、説明いたします。

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇****番*
田 234 m²

申請人住所 高鍋町大字〇〇****番地
氏名 〇〇〇〇

取得目的は、農地として利用するものです。
担当委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。

私が担当委員になりますので、この場から説明させていただきます。

それでは、番号1の買受適格証明願について説明いたします。

高鍋町の購買物件の農地の入札に参加するため、認定農業者である〇〇〇〇さんが買受適格証明願が出ております。

〇〇〇〇さんは、お母様と水稻、キャベツ、白菜を耕作されております。

22ページをご覧ください。

申請地は、大きな青で囲まれた所は、〇〇で、その前の方に小さく青で囲まれた所が、〇〇保育園です。その〇〇保育園から西側へ約50mの所の道路沿いに、赤い斜線の囲った所になります。

23ページの字図をご覧ください。

近隣の****番*、*、*は、〇〇〇〇さんの農地で、水稻を作付されております。

〇〇〇〇さんが規模拡大のために、申請地で水稻を作付されるとのことで申請されました。これについて問題は別にないかと思っております。

また、購買の見積もり価格は、〇〇〇〇円です。

ご審議をよろしく申し上げます。

すみません。

〇〇商店の所は、この青文字は水路です。そこだけ訂正しておきます。

推進委員から、補足することがありましたら申し上げます。推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番。

〇〇〇〇さんは、農業を長くやっていて幅広く白菜、キャベツなどを栽培して、まだ若いので、これからも農地を増やして頑張っていけるのではないかなと思っているので、大丈夫かなと思っております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

24ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はいどうぞ。

[5番]

この案件の最低入札価格というのはあるのですか。

[事務局]

購買の最低落札価格が〇〇〇〇円から入札が出来ます。

[5番]

分かりました。

その価格で落札したのかなと思いました。

[議長]

一応見積りの価格が〇〇〇〇円ということで、これから入札です。

その他、何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、渡し人が、坂本幸推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、坂本幸推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

坂本幸推進委員は、退出をお願いします。

[坂本幸 推進委員 退室]

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 6,394㎡

渡し人 坂本 幸

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

坂本幸さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間による利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、〇〇町で飼料作物等の生産をされる認定農業者です。

該当地は荒地であったため、管理保全も含めた使用貸借契約です。

現地を確認したところ、草が生い茂った荒地でした。

期間は10年間です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

坂本幸推進委員は、席へお戻りください。

[坂本幸 推進委員 入室]

続きまして、次の2番から17番まで16件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 315㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、ご説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへ、公社を介しての賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇町で飼料作物等を生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から南西へ 6 0 0 m ほど行って、住宅街の横の道を行った裏手の所に、綺麗に耕運されてありました。

借賃は 1 反当たり年間〇〇〇〇円、期間は 1 0 年間ということです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2 6 ページになります。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 0 5 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへ、公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の駐車場から 1 5 0 m ほど南に行った、T 字路の道路の下農地です。

現地を確認したところ、とうもろこしが植えてありました。

期間は 1 0 年で、借賃は 1 反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 3 2 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへ、公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の駐車場中央出入口から、西にまっすぐ 1 2 0 m ほど行った、住宅に囲まれた農地になります。

農地は、草が生えていました。

期間は 1 0 年間、1 反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

すみません。賃借の方がちょっと。

[推進委員 8 番]

すみません、訂正いたします。

年間〇〇〇〇円になります。すみません。

[議長]

はい。

それでは、5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか 7 筆 4, 3 1 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより公社を介して〇〇〇〇さんへ、賃貸借の契約ですが、未相続の農地であり、代表者の〇〇〇〇さんとの契約になります。

〇〇〇〇は、本社は〇〇ですが高鍋に事務所、工場があります。

飼料作物などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇から 1 5 0 m ほどの道なりにまとまった畑です。

実は以前は、〇〇が借りていた畑です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は 1 0 年で、年間 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 1 筆 1, 6 3 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[議長]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に、公社を介しての賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇から東に道なりに 1 0 0 m ほどの所です。

期間は 1 0 年で、年間 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 8 7 8 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへの、賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇から南に 8 0 m ほどの畑です。

〇〇が植えてありました。

期間は 1 0 年で、年間 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2 8 ページになります。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか 5 筆 4, 5 8 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇への賃貸借の契約です。

〇〇〇〇、6 筆あって4, 5 8 3 m²の田んぼです。

現地を確認したところ、トラクターがかけてありました。

期間は10年で、年間10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 4 3 7 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間による使用貸借権契約です。

該当地は荒地であったため、管理を全部含めた、使用貸借契約です。

現地を確認したところ、草が生い茂った荒地でした。

期間は10年間です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 908㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間による使用貸借権設定です。

該当地は荒れ地であったため、管理保全も含めた使用貸借契約です。

現地を確認したところ、草が生い茂った荒地でした。

期間は10年間です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 7,367㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇から公社を通して、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、高鍋で甘藷、長ネギを生産されている認定農業者です。

場所が、〇〇から西に行っていると〇〇の事業所があり、少し過ぎた所を左折して下って行くと、右側にハウスがあり、その奥に圃場がありました。

甘藷が植わってありました。

期間は6年間で、反当り〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか3筆 10, 772 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇から公社を通して、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、高鍋で〇〇を生産されている認定農業者です。

先ほど説明した〇〇〇〇さんの圃場の手前にハウスが1か所、あとその道を下って行くと1か所ハウスがあり、〇〇が栽培されてありました。

期間は10年間、反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、30ページになります。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか2筆 14, 226 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明します。

〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの、親子間での使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇を生産されている認定農業者です。

場所は、〇〇坂をずっと上って行き、高速を過ぎてパトランプのある民家のところを右折して、すぐ左折して 1 k m くらい行った左側に圃場があり、〇〇が栽培されてありました。

期間は 1 0 年です。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 1 1, 9 6 9 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、中間管理事業を使つての利用権貸借です。

申請地は、1 0 号線の〇〇交差点を、〇〇〇〇の方に 3 0 0 m ほど行くと、右に入る農道がございます。そこを 1 0 0 m ほど行くと、また右に入る農道がございます。そこを道なりに 3 5 0 m くらい行った左側一段上がった所に申請地がございます。

現状は一部キャベツが植えてあって、綺麗にロータリーがかけられていまし

た。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜などを栽培される認定農業者でございます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料はございません。

補足すると〇〇〇〇さんはお勤めをして、農業という農業はしていなかったみたいで、面積も1町2反ほどあるのですが、なかなか自分では管理出来ないということもあり、ちょうど〇〇〇〇さんと知り合いで、管理保全とともに見てもらえないだろうかというようなことで、お金はからないから、お互いの話し合いの元で決まったような感じでございます。以上でございます。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 499m²

渡し人 〇〇〇〇 ほか1名

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんほか1名から〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは水稻、白菜、キャベツなどを生産されている認定農業者です。

申請地は、県道〇〇線を通り〇〇方面へ上って行きまして、坂を上った右側に〇〇が設置してあるのですけれども、そこから200mほど進んだ右側の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていまして。

期間は5年で、借賃は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 7 2 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんはキャベツ、白菜などを生産されている認定農業者です。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの農地の道路を挟んだ、反対側にあります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は10年で、借賃は10a 当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

1 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 7, 1 0 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんはキャベツ、白菜などを生産されている認定農業者です。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの農地から200mほど〇〇方面に進み、右折してまっすぐ進んで行きますと、左手に〇〇があります。そこを過ぎて、すぐ右折し300mほど行った所に、左に畑に囲まれたあぜ道というか、舗装されていない農道があり、そこを30m進んだ正面の農地になります。

現地を確認したところ耕運されていました。

期間は5年で、10a当たりの借賃は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から17番まで16件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から17番まで16件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2番から17番まで16件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべて終わりました。

これをもちまして、令和6年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会14時57分)